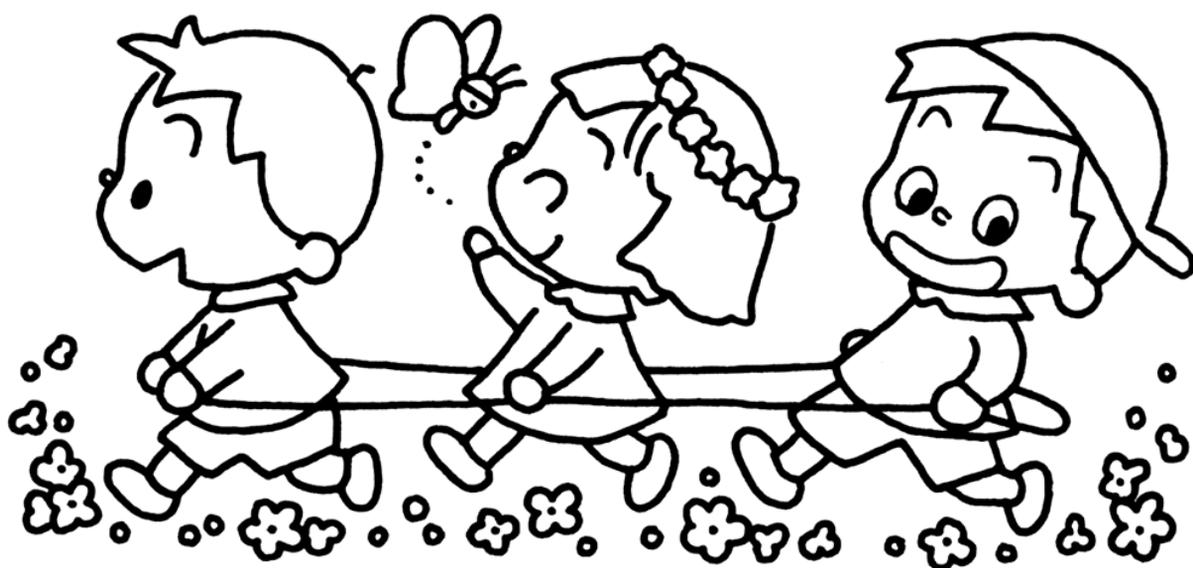


津島市

令和6年度

保育所等の申し込みについて



*お問い合わせは、各施設または下記まで
津島市健康福祉部子育て支援課

電話 0567-24-1120



入所の流れ(2・3号認定の場合)

一次申込の場合 (令和5年秋ごろの一斉面接時期に申込)

①希望する施設へ見学に行く。

②市役所または施設で申込書類等を受け取り、記入する。必要書類を用意する。

③希望する施設の面接日に申込書類等を提出し、面接を受ける。

④利用希望や施設の申込み状況により「利用調整」を実施。
※詳しくは6頁をご覧ください。

⑤認定と利用施設の決定を受ける。
※通知時期については下記参照。

⑥施設利用開始

随時申込の場合 (一次申込以外の時期に申込)

①希望する施設に空きがあるか、施設に直接問い合わせる。

②希望する施設の見学へ行く。

③市役所または施設で申込書類等を受け取り、記入する。

④入所希望月の前月20日までに必要書類を用意し、申込書類等を市役所の窓口へ提出する。

⑤認定と利用施設の決定を受ける。
※通知時期については下記参照。

⑥施設利用開始

認定こども園の1号認定をご希望の方は、希望施設に直接申し込みください。

通知方法について

令和6年4月～6月入所希望

申込み書類に不備がない場合

認定と利用施設の決定については、12月末ごろに文書で通知します。

申込み書類に不備がある場合

申込み書類が揃い次第、1月以降に順次通知します。

保育料の決定については、3月末頃に郵送で通知します。
(5・6月入所希望の方の保育料については、4月以降に順次通知します。)

令和6年7月～令和7年3月
入所希望

入所を希望する月の前月中旬ごろに、認定と利用施設の決定及び保育料決定について文書で通知します。

※私立認定こども園の利用施設の決定については、施設が行います。

保育を必要とする具体的な基準

2号認定・3号認定を申請する場合、保護者のいずれもが以下の保育を必要とする基準のいずれかに該当する必要があります。

入所申し込みの際には、**保育を必要とする基準が確認できる必要書類を必ず添付してください。**

	基準	具体的な保護者の事由	支給認定期間	必要書類
1	就 労 〔家庭外労働 家庭内労働〕	1日につき4時間以上かつ月に15日以上就労していること（日中の就労で給与の支給があること）	入所承諾開始日から児童の小学校就学前の年度末日までの期間内で、左記の状態が継続する期間（年度更新）	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書 採用予定、産前産後休暇・育児休業取得後復帰予定で入所の場合は※1参照 ・源泉徴収票の写しもしくは給与明細1か月分の写し （農業・自営の方は確定申告書の控（第一表・第二表）の写しを合わせて提出）
2	妊 娠・出 産	保護者が出産の前後のため、その児童を保育することができないこと	出産予定日の前後各8週間以内（多胎児の場合の産前期間は14週間以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の写し等 （表紙と出産予定日が記載されたもの）
3	疾 病 障 がい	保護者が病気、負傷、心身の障がいにより、その児童の保育ができないこと	①身体障害者手帳等所持している場合は、入所承諾開始日から児童の小学校就学前の年度末日まで	<ul style="list-style-type: none"> いずれか1つ ・障害者手帳の写し ・医師の診断書
4	介 護 等	保護者がいつも、同居している親族の介護等に当たっているため、その児童の保育ができないこと	②その他の場合は、診断書により必要に応じた期間（年度更新）	
5	災 害 復 旧	火災、風水害、震災などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができないこと	入所承諾開始日から災害復旧が完了すると見込まれる期間	<ul style="list-style-type: none"> ・り災証明書の写し
6	求 職 活 動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができないこと	入所承諾開始日から3ヶ月間（原則、最初に求職活動で認定を受けた方に限る） ※継続入所不可	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし
7	就 学	1日につき4時間以上、職業能力開発促進法に基づく職業能力開発施設において職業訓練を受け、または学校教育法に基づく大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校もしくは各種学校において就学していること	1と同じ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・授業カリキュラム等、就学時間が分かるもの

※1 入所申込時に就労時間等が不確定の場合は、内定通知書の写しや、辞令の写しをご提出の上、入所月の前月20日までに、就労時間等を記載した就労証明書を再度提出してください。

※ 提出された書類は、実態調査、審査、検討し、必要に応じて、再度書類提出を求められることがあります。

MEMO

保育所

番号	保育所名	認可年月日	住所 電話番号	設置者	開園時間	利用 定員	乳児	バス
①	共存園 保育所	A	S45. 4. 1 東洋町2-34 Tel 26-2468	津島市	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~14:00	110人	生後 43日~	
②	蛭間 保育園	A	S28. 9.24 蛭間町字高 瀬831 Tel 28-2713	(個)二宮 瑞久	平日 7:00~19:00 土曜 8:00~17:00	50人	生後 43日~	○

幼保連携型認定こども園

番号	施設名	認可年月日	住所 電話番号	設置者	開園時間	利用 定員	乳児	バス
①	新開 こども園	A	R2.4.1 新開町5-6 Tel 24-3645	津島市	教育認定 8:30~16:30 保育認定 7:00~19:00	115人	生後 43日~	
②	真こども園		H29. 4. 1 神尾町字江 西84 Tel 31-0628	(福)七宝福祉会 小串研晋	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	75人	生後 43日~	
③	昭和 幼稚園		H29. 4. 1 葉苜町稲葉 33-2 Tel 28-4060	(学)佐橋学園 山田雄司	教育認定 8:30~16:00 保育認定 7:00~18:30	155人	生後 6か月 ~	○
④	唐臼 こども園		H30.4.1 唐臼町郷裏 55 Tel 32-2126	(福)永美福祉会 沢田一郎	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	115人	生後 43日~	○
⑤	神守 こども園		H31.4.1 神守町字古 道8-4 Tel 24-0510	(福)神守福祉会 瀧 立志	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	145人	生後 43日~	○
⑥	三和第一 保育園		R2.4.1 大縄町9-43 Tel 28-7576	(福)三和福祉会 仲本 正和	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	135人	生後 43日~	○
⑦	三和第二 保育園		R2.4.1 城山町1-1 Tel 25-2238	(福)三和福祉会 仲本 正和	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	135人	生後 43日~	○
⑧	ふじなみ こども園		R2.4.1 寺前町2-55 Tel 25-4648	(福)藤浪福祉会 横江好明	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	120人	生後 43日~	○
⑨	あたご こども園	A B	R2.4.1 東愛宕町2- 83 Tel 25-1017	(福)藤浪福祉会 横江好明	教育認定 8:30~16:30 保育認定 7:00~19:00	50人	生後 43日~	
⑩	神島田 こども園	A C	R2.4.1 中一色町東 郷4 Tel 31-0672	(福)永美福祉会 沢田一郎	教育認定 8:30~16:30 保育認定 7:00~19:00	95人	生後 43日~	
⑪	つしま 幼稚園		R4.4.1 舟戸町40 Tel 26-2465	(学)瑞泉寺学園 相羽孝親	教育認定 9:00~14:30 保育認定 7:30~18:30	145人	生後 10ヶ月 ~	○

A:一時預かり保育 B:休日保育 C:病児・病後児保育
土曜日の開園時間については、各園にお問い合わせください。

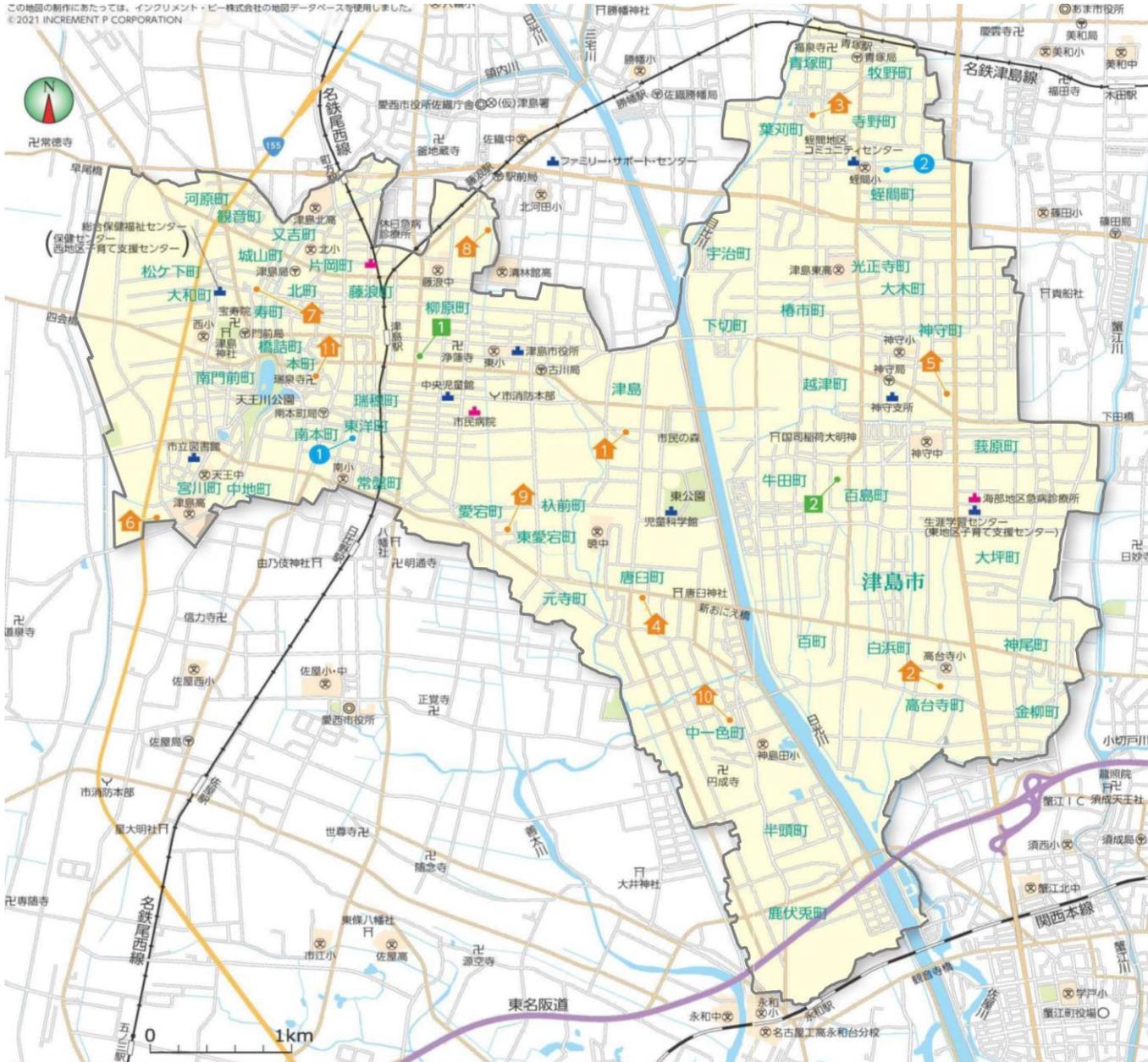
小規模保育事業所

番号	施設名	住所 電話番号	設置者	開園時間	利用 定員	バス
②	ひよこルーム	百島町字牛 屋41 Tel 25-4046	(学)太清学園 安田和寛	教育認定 8:00~16:00 保育認定 7:00~19:00	8人	

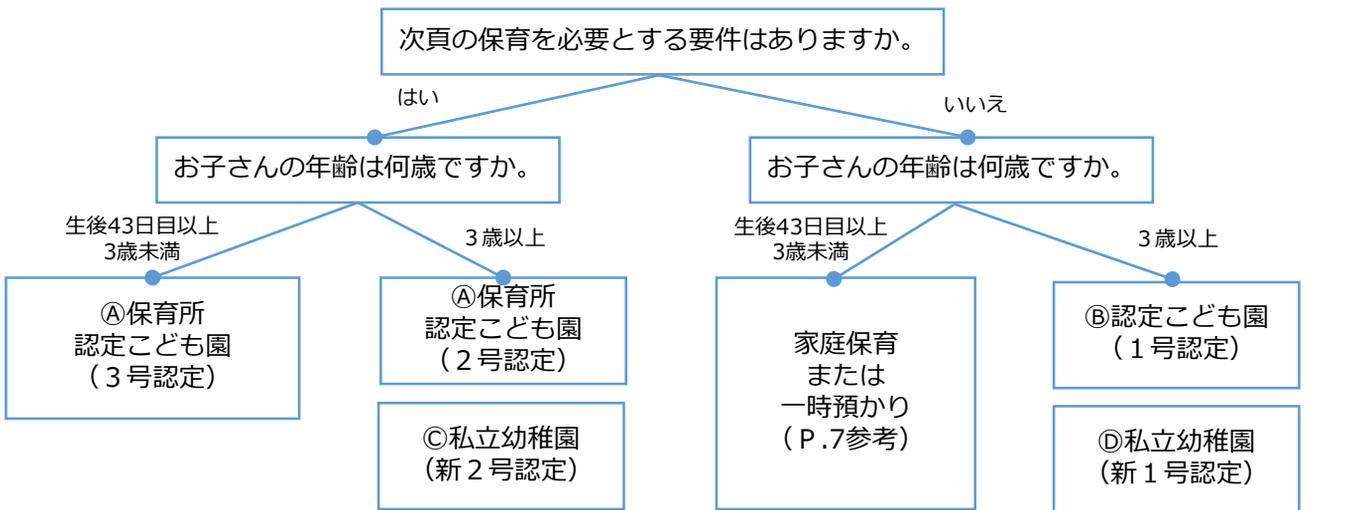
受入可能年齢については、施設に直接お問い合わせください。

幼稚園

番号	施設名	住所 電話番号	設置者	開園時間		定員	バス
				通常	預かり保育		
①	双葉幼稚園	西柳原町1- 53 Tel 26-7643	(学)双葉学園 岡本正治	8:00~14:30	(平日)7:30~8:00 14:30~18:30 (土曜)8:00~12:00	150人	○
②	百島幼稚園	百島町字牛 屋41 Tel 25-4046	(学)太清学園 安田和寛	8:00~14:30	(平日)14:30~18:00 (土曜)8:30~12:30	105人	○



施設選択フローチャート（利用施設について、次のフローで確認できます。）



保育所・認定こども園(保育認定)の申込みに必要な書類

提出書類については、必要事項を記入し、入所申込み時にご持参ください。

提出書類名	
全員	<input type="checkbox"/> 施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書
	<input type="checkbox"/> マイナンバー確認票
	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする基準が確認できる書類(2ページ参照)

- ・保育を必要とする基準が確認できる書類(就労証明書等)については、きょうだい入所の場合は世帯につき一部のみのご用意で構いません。
- ・令和5年1月2日以降に転入された方で、マイナンバー情報連携で課税情報が照会できない場合は、課税証明書の提出を依頼することがあります。
- ・すでに兄・姉が入所中でマイナンバー確認票を提出済みの方は、提出の省略が可能です。

保育必要量について

2号・3号認定は、保育の必要に応じ、保育短時間(1日最大8時間)と保育標準時間(1日最大11時間)のいずれかを認定します。

それぞれの区分によって保育時間や保育料が変わります。

理由事由	区分
1 就労 7 就学	1ヶ月当たりの就労等の時間により変わります。 ・120時間以上 ⇒ 「保育標準時間」 ・60時間以上120時間未満 ⇒ 「保育短時間」 ※就労形態が内職の場合は「保育短時間」となります。 ※保育標準時間の場合、通勤時間や残業時間も考慮します。
2 妊娠・出産 3 疾病・障がい 4 介護等 5 災害復旧	状況や希望により、いずれかを認定
6 求職活動	「保育短時間」となります。

※それぞれの保育必要量を超えて保育施設を利用した場合は、延長保育となります。

(延長保育の考え方)

- ・保育標準時間の延長保育は、開園時刻から11時間を超えて保育を受ける時間帯 月2,000円
- ・保育短時間の延長保育は、保育施設ごとに設定した通常保育の前後に保育を受ける時間帯
費用は、公立園の場合1回につき500円、月上限1,000円
(開園時刻から11時間を超えて保育を受ける場合は、別途月2,000円)
※私立園については、各施設にお問い合わせください。

【例】7時開園、19時閉園、通常保育8時～16時の保育所の場合

保育標準時間	通常保育		延長保育
	7:00	8:00	16:00 18:00 19:00
保育短時間	延長保育	通常保育	延長保育

保育所等施設への申し込みが多数の場合

- (1) 保育所等入所選考基準に基づき選考指数を計算します。
- (2) 指数の高い者から順に入所とします。
- (3) 転園を希望する方は、新規申込者と同様に選考の対象となります。
- (4) 指数が同点の場合は、抽選により決定します。
- (5) 指数が低く希望する保育所等に入所できないときは連絡します。

保 育 所 等 入 所 選 考 基 準

基準項目	区 分	保 護 者 の 状 況	選考指数
就 労	外 勤	事業所に常時勤務している者	10
		日中の就労時間が月15日以上、1日6時間以上	7
		日中の就労時間が月15日以上、1日4時間以上	6
	自 営 ・ 農 業	事業所に常時勤務している者	10
		日中の就労時間が月15日以上、1日6時間以上	7
		日中の就労時間が月15日以上、1日4時間以上	6
内 職	月15日以上、1日7時間以上	4	
	月15日以上、1日4時間以上	3	
親がいない	死 亡 ・ 離 婚		9
	行 方 不 明 ・ 別 居		7
妊 娠 ・ 出 産 及 び 疾 病 ・ 障 がい	出 産	出産予定日の前後各8週間の期間	9
	病 気 入 院 自 宅 療 養	概ね1ヶ月以上入院	10
		1ヶ月未満の入院及び1か月以上の長期療養を要する者	8
		1ヶ月以上の長期療養及び定期的通院を要する者	6
	心 身 障 がい	症状は軽症であるが定期的通院を要する者	4
		身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定	9
身体障害者手帳3・4級または療育手帳B判定		7	
介 護 等	病 院 付 添	身体障害者手帳5・6級または療育手帳C判定	4
		家族が1ヶ月以上入院、月15日以上、1日7時間以上付添	6
		家族が1ヶ月未満入院、月15日以上、1日7時間以上付添	4
		家族が1ヶ月以上入院、月15日以上、1日4時間以上付添	4
	自 宅 付 添	家族が1ヶ月未満入院、月15日以上、1日4時間以上付添	3
		同居する寝たきり老人及び心身障がい者の看護、月15日以上、1日7時間以上付添	7
同居する寝たきり老人及び心身障がい者の看護、月15日以上、1日4時間以上付添		5	
		上記以外の者の看護、月15日以上、1日4時間以上	3
災害	家 庭 の 災 害	火災、風水害、震災等で災害の復旧にあたる場合	10
その他	求 職 活 動	求職活動（起業準備を含む）を行っている	2
	就 学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）を行っている	8
備 考	選考指数は児童の父母の合算値を適用する。		
	きょうだい入所は「+5」とする。		
	生活保護家庭（就労による自立支援につながる場合）は「+5」とする。		
	同居している祖父母等（65歳未満）が上記要件に該当しない場合は「-7」とする。		

利用者負担額表

保育園のお子さま(保育所及び認定こども園等の2号・3号認定子ども)

市階層	市町村民税 所得割額	利用者負担額			
		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児 (年少未満)	3歳以上児 (年少以上)	3歳未満児 (年少未満)	3歳以上児 (年少以上)
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税	3,000	0	2,500	0
第3階層	48,600円未満	9,000	0	8,000	0
第4階層	57,700円未満	12,000	0	11,000	0
	63,000円未満	12,000	0	11,000	0
第5階層	78,000円未満	15,500	0	14,500	0
第6階層	97,000円未満	19,000	0	18,000	0
第7階層	115,000円未満	24,500	0	23,500	0
第8階層	139,000円未満	30,000	0	29,000	0
第9階層	169,000円未満	35,500	0	34,500	0
第10階層	215,000円未満	41,000	0	40,000	0
第11階層	301,000円未満	46,500	0	45,500	0
第12階層	397,000円未満	49,000	0	48,000	0
第13階層	397,000円以上	52,000	0	51,000	0

市町村民税所得割額57,700円未満(第1~4階層)の3歳以上児(年少以上児)のお子さん及び同一世帯で3人以上が同時に保育所等に入所している場合の第3子以降の子どもは、給食費における副食費が徴収免除となります。

保育園のひとり親世帯等のお子さま

市階層	市町村民税 所得割額	利用者負担額			
		保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児 (年少未満)	3歳以上児 (年少以上)	3歳未満児 (年少未満)	3歳以上児 (年少以上)
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税	0	0	0	0
第3階層	48,600円未満	4,500	0	4,000	0
第4階層	63,000円未満	6,000	0	5,500	0
第5階層	77,101円未満	7,750	0	7,250	0
	78,000円未満	一般世帯と同額			

※ひとり親世帯等

市民税所得割額77,101円未満の世帯で、保護者が児童扶養手当を受給されている、もしくは在宅障がい児(者)のいる世帯

市町村民税所得割額77,101円未満(第1~5階層)の3歳以上児(年少以上児)のお子さんのお父さんは、給食費における副食費が徴収免除となります。

保護者が扶養する子どもの上子から数えて2人目以降の保育料については0円となります。

利用料について(補足)

1. 利用料の金額

- (1) 利用料は、入所児童の家庭の市町村民税額等により決まります。
- (2) 第2子以降は利用料が無料となります。
- (3) 3歳未満児がその年度の途中で3歳に達した場合でも、その年度内は3歳未満児とみなします。
- (4) 利用料の決定については、3月末頃に通知します。

※途中入所児は入所を希望する月の前月中旬ごろとなります。

2. 納入方法 (共存園保育所・新開こども園・蛭間保育園)

利用料の納期限は、毎月月末です。(振替日が休業日の場合は翌営業日となります)

利用料の納入は、口座振替での納入となります。

手続きの方法につきましては子育て支援課にお尋ねください。

※私立幼保連携型認定こども園の利用料は施設へ直接支払となります。詳しくは施設へお問い合わせください。

施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書の記入の仕方

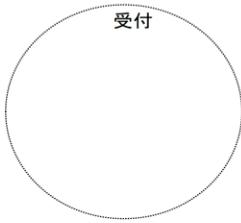
次ページ以降は記入例となります。

○施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定申請書 兼 保育所等入所申込書について

- 1 入所申込書は保護者が黒のボールペンで、字は楷書ではっきりと記入してください。
- 2 2人以上の児童を申し込む場合は、それぞれの児童ごとに申込書を記入してください。
- 3 保護者の欄には住所(番地、マンション・アパートの部屋の号数まで記入)、氏名(入所児童を保護する義務のある人)、電話番号を記入してください。住所が令和5年1月2日以降に津島市に転入された方は、現住所下段に前住所地をあわせて記入してください。
- 4 認定申請に関する同意書の欄は、各項目をご確認のうえ、を記入、保護者氏名欄に記名をお願いします。
- 5 入所児童氏名の欄は、氏名にフリガナをつけ、生年月日を間違えないように記入してください。また、性別には○印をつけてください。
- 6 世帯構成の欄は、入所児童を除き同居の家族全員(世帯分離を含む)を令和6年4月1日現在の状況で記入するとともに、児童との続柄は、父、母、兄、弟、姉、妹、祖父、祖母等と記入してください。
- 7 利用を希望する期間、希望する施設名の欄は、「保育を必要とする理由」に見合った期間(最長で就学前まで)で記入(2ページ参照)し、第1希望から第3希望までの施設名とそれぞれの希望理由にを記入してください。
- 8 保育を必要とする理由の欄は、当てはまる形態にを記入し、主な就労等時間、一月の勤務平均日数を記入してください。また、希望する保育利用曜日、保育利用時間の欄も記入してください。
- 9 別住所に年の離れた兄弟がいる場合は、世帯構成に記入をお願いします。

施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付申請書 兼 保育所等入所申込書
 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 津島市長



保 護 者	現住所	津島市 立込町2丁目21番地 <small>年1月1日現在 現住所以外の場合記入</small> 愛西市稲葉町米野308		
	氏名	津島 太郎		
	電話	優先順位 (数字記入)	2	自宅
		3	携帯(父)	児童と同居している保護者のうち、家計の主である方の名前を記入してください。
		1	携帯(母) □□□-□□□□-□□□□	

注3

【認定申請に関する同意書】

- 市が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯を含む）及び世帯情報を閲覧すること、その他情報に基づき決定した保育料について、特定教育・保育施設等に対して提供します。
 - 増額の所得が判明した場合、前年度課税情報変更の場合は4月、当年度課税情報変更の場合は9月に遡って保育料を納付します。
 - 保育料等に滞納が生じた場合は、「児童手当（特例給付）に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書」を提出します。
 - 保育所等利用に関して、翌年4月入所に向けた支給認定申請については、支給認定事務が集中し審査に時間を要するため、審査結果の通知が2月（在園児に関しては3月）になること。
- 以上のことに同意し（✓を記入）、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

注4

保護者氏名 津島 太郎

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定及び保育施設・事業利用の申請をします。

フリガナ	ツシマ ジロウ	生年月日	性別	個人番号
申請の対象となる児童	津島 次郎	平 令 1年4月25日	男 女	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
保育の希望の有無 (✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 有： 保護者の就労等の保育の要件に該当するため、保育所等または認定こども園(保育部)の入所を希望する。⇒③の記入も必要です。 <input type="checkbox"/> 無： 幼稚園または認定こども園(教育部分)の入園を希望する。⇒②まで記入			

注5

①世帯構成※対象児童以外の両親及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。【世帯分離も含む】

フリガナ 氏名	対象児童との続柄	生年月日	性別	職業・学校名学年(等)
津島 太郎	父	S 62年 2月 3日	男 女	会社員 令和6年4月1日現在で記入してください
花子	母	S 63年 7月 6日	男 女	パート
一郎	兄	H 27年 5月 2日	男 女	東小学校
良子	祖母	S 31年 2月 1日	男 女	無職
		年 月 日	男 女	
		年 月 日	男 女	
世帯の状況 (✓を記入)	<input type="checkbox"/> ひとり親世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障がい(児)者のいる世帯 (祖母) <input type="checkbox"/> 生活保護世帯 <input type="checkbox"/> (申請中)			

注6

②利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間(✓を記入)	令和 6年 4月 1日から	<input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 求職活動3ヵ月 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
利用を希望する施設名及び希望理由(✓を記入)	第1希望 ○○保育園	(希望理由) <input type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 実家に近い <input checked="" type="checkbox"/> きょうだい入所 <input type="checkbox"/> 入所可能 <input type="checkbox"/> 職場に近い <input type="checkbox"/> その他() (✓を記入)
	第2希望 △△保育園	(希望理由) <input checked="" type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 実家に近い <input type="checkbox"/> きょうだい入所 <input type="checkbox"/> 入所可能 <input type="checkbox"/> 職場に近い <input type="checkbox"/> その他() (✓を記入)
	第3希望	(希望理由) <input type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 実家に近い <input type="checkbox"/> きょうだい入所 <input type="checkbox"/> 入所可能 <input checked="" type="checkbox"/> 職場に近い <input type="checkbox"/> その他() (✓を記入)

注7

※保育希望有の方はご記入をお願いします。

③保育を必要とする理由

対象児童との続柄	保育を必要とする理由	
父 (✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()	
	※具体的な就労状況を記入してください。 【主な就労等時間】 (就労時間) 9:00 ~ 18:00 (一月の勤務平均日数) 21日	
母 (✓を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他()	
	※具体的な就労状況を記入してください。 【主な就労等時間】 (就労時間) 10:00 ~ 15:00 (一月の勤務平均日数) 16日	
希望する保育利用曜日		月 曜日から 金 曜日まで
希望する保育利用時間(利用時間・✓を記入)		8時00分から 16時00分まで
		<input checked="" type="checkbox"/> 保育短時間利用希望 (1日最大8時間)
		<input type="checkbox"/> 保育標準時間利用希望 (1日最大11時間)

注8

※ここより下は記入しないでください。

世帯構成の別紙 有 ・ 無

※(1)～(5)に該当する場合は届出が必要となります。

(1)変更届について

住所、世帯構成等に変更があった場合は「変更届」を提出してください。

また、就労時間の変更等の理由で保育の必要量の変更を希望する場合は「変更届」と「子どものための教育・保育給付支給認定証（以下支給認定証）」を提出してください。

(2)市外転居について

市外へ転出される場合は津島市から受けた認定は喪失となります。

保育所をご利用の方は「退所届」と「支給認定証」、認定こども園をご利用の方は「支給認定喪失届」と「支給認定証」を提出してください。

転出後も引き続き施設の利用を希望する場合、1歳以上かつ津島市にご実家か就労先がなければ継続利用ができません。（公立は継続入所が出来ませんので、退所となります。）

(3)保育を必要とする要件がなくなった場合

保育を必要とする具体的な基準を満たさなくなった場合（『就労』で認定を受けていたが、退職した場合等）は保育の認定を受け続けることができません。

2号の方は、お通りの施設が認定こども園の場合、1号認定に切り替えることで引き続き施設の利用を継続することができます。変更届をご提出ください。保育所の場合は退所となります。「退所届」と「支給認定証」を提出してください。

3号の方は退所となります。保育所をご利用の方は「退所届」と「支給認定証」を、認定こども園をご利用の方は「支給認定喪失届」と「支給認定証」を提出してください。

(4)継続入所を希望する場合

承諾期間が年度を越える場合は、保育を必要とする要件の確認のために原則として年1回「家庭状況調査書」、「保育を必要とすることが確認できる書類」の提出をしていただきます。

(5)転園を希望する場合

承諾期間中に現在入所中の保育所等から他の保育所等にかわりたい場合（転園）は、新規の入所申込と同様の手続きが必要です。ただし、転園希望先の保育所等が入所可能な場合です。

※すでに兄・姉が入所中でマイナンバー確認票を提出済みの方は提出の省略が可能です。

マイナンバー確認票

提出日 年 月 日

施設名 (○○○園) 入園児童全員の氏名 (津島 次郎)
 ※きょうだい入園の場合は全員の氏名の記入をお願いします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号)、「津島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に基づき、下記の業務のため、個人番号(マイナンバー)を収集することに同意します。

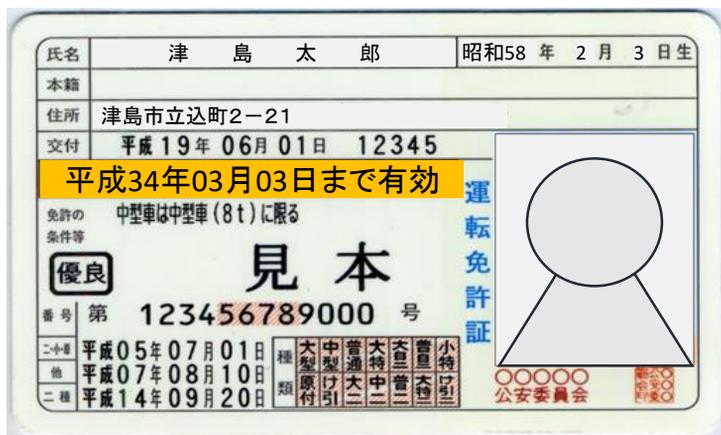
保護者氏名 津島 太郎

- ・資料の提供等求めに関する事務
- ・教育・保育給付及び施設等利用給付認定に関する事務
- ・教育・保育給付及び施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- ・教育・保育給付及び施設等利用給付認定証に関する事務
- ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- ・職権による教育・保育給付及び施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務
- ・教育・保育給付及び施設等利用給付認定の取消しに関する事務資料の提供に関する事務
- ・保育料等減免に関する事務
- ・副食費の徴収免除に関する事務

○次の書類を添付し提出してください。

保護者(申請者)の身元確認書類

(個人番号カード表面、運転免許証、旅券、在留カード等顔写真付き確認書類いずれかの写し)



・申請書の保護者欄に記載した方ののみを添付してください。

・顔写真付きの確認書類がない場合は、公的機関が発行した確認書類を2点ご用意下さい。

各施設児童数(令和5年4月1日現在)

施設名	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児	合計
共存園保育所	2	11	9	12	18	9	61
蛭間保育園	2	5	9	8	14	11	49
新開こども園	4	12	6	10	13	17	62
真こども園	0	8	12	8	18	20	66
昭和幼稚園	0	9	14	40	39	45	147
唐臼こども園	2	16	13	19	27	25	102
神守こども園	8	15	24	29	34	30	140
三和第一保育園	4	22	21	26	33	26	132
三和第二保育園	4	17	19	27	30	27	124
ふじなみこども園	1	13	22	16	22	13	87
あたごこども園	2	3	6	7	7	6	31
神島田こども園	4	12	16	24	21	18	95
つしま幼稚園	0	6	10	29	32	42	119
双葉幼稚園	—	—	—	22	25	20	67
百島幼稚園	—	—	—	26	32	45	103
ひよこルーム	0	1	6	—	—	—	7

※ひよこルームは百島幼稚園内にある小規模保育事業所です。

MEMO

一時預かり

保護者が就労、通院、リフレッシュなどの理由により一時的に家庭で保育ができないときに、日中、お子さんをお預かりします。

利用する場合は事前に登録が必要です。登録時は子ども医療証・健康保険証をお持ちください。なお、予約は早めにお取りください。

実施園	共存園保育所 (電話 0567-26-2468) 新開こども園 (電話 0567-24-3645) 蛭間保育園 (電話 0567-28-2713) あたごこども園 (電話 0567-25-1017) 神島田こども園 (電話 0567-31-0672)
対象児童	市内在住で生後43日目～就学前までの児童
利用時間 日数	月曜～金曜 8:30～16:30 (蛭間保育園は8:00～16:00) 土曜 (8:30～12:30) (蛭間保育園は利用できません) ≪1ヶ月14日以内≫
利用料金	1日 1,500円
登録先 問合せ先	実施園

※あたごこども園の一時預かり(余裕活用型)については定員に余裕がある場合のみご利用いただけます。

ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けがしてほしい」「子育てのお手伝いがしたい」という人がお互いに助け合う会員組織です。登録料・入会金・会費は不要です。事前に登録しておく utilization がスムーズです。

「塾に通わせたいけど送り迎えができない」「仕事でお迎えの時間に間に合わない」「子どもの熱は下がったけどもう一日保育園を休ませたい。でも会社は休めない」「兄弟姉妹で預けたい」などで、育児の援助をしてほしい時に頼りになります。詳しいことは下記へお問い合わせください。

依頼会員	0歳児(生後43日目以降)～小学校6年生までの児童の保護者 妊娠8ヶ月～産後2ヶ月(多胎児は12ヶ月)までの方
問合せ先	津島市ファミリー・サポート・センター (電話 0567-55-7708) 愛西市北河田町郷西343-1
その他	利用料等、詳しくはお問合せいただくか、市ホームページをご確認ください。 【トップページ>子育て・教育>保育施設・保育サービス>ファミリー・サポート・センターのご案内>ファミリー・サポート・センターとは?】

病児・病後児保育事業

児童が病気の安定期または回復期に集団保育が難しく、保護者が仕事など、家庭で保育ができないときに、専任の看護師・保育士が専用の保育室で一時的に保育を行います。

実施園	神島田こども園 (電話 0567-31-1200)
対象児童	市内在住で生後6ヶ月～小学校6年生までの児童
利用時間 日数	月曜～金曜 8:00～17:00 ≪連続して5日以内≫ ※土・日・祝日・12/29～1/3は休み
利用料金	1日 1,500円
登録先 問合せ先	実施園

休日保育

仕事のために休日に家庭で保育できないとき、市内の保育所等に在園する園児をお預かりします。ただし、月曜日～土曜日の間で1日休園が必要となります。(利用料は保育料に含まれます)

実施園	あたごこども園 (電話 0567-25-1017)
対象児童	市内在住で保育所等に入所している2号・3号認定児童
利用時間 日数	8:30～16:30 日曜・祝日 ※ただし、12/29～1/3は休み
登録先 問合せ先	実施園(利用する日の前月15日までに申込みが必要となります。)



つしまで子育て情報アプリ

つしまっち

令和5年7月3日より
新しくなりました!



予防接種を まるごとおまかせ!

生年月日から予防接種の
スケジュールを自動作成します
ワクチンの種類から
医療機関を検索できます



子育ての 記録を保存!

母子手帳の記録を入力したり
画像で保存しておくことで
万一の時にも安心です



プッシュ通知で 安心!

予防接種の予定日・市内の
子育てに関するイベント情報などが
プッシュ通知で届きます



市の子育て情報が
充実!



カンタン&無料で登録できます

アプリのダウンロードはこちら! ダウンロードも無料です。



つしまで子育て情報アプリ つしまっち

パソコン・スマホどちらからでもご利用いただけます。

<https://tsushima.city-hc.jp/>



津島市
tsushima city

〒496-0863 愛知県津島市上之町1丁目60番地
津島市役所 健康福祉部子育て支援課 児童保育グループ
西地区子育て支援センター
TEL : 0567-24-0005